

北上市入退院支援作業部会設置要領

(設置及び目的)

第1 北上市在宅医療介護連携推進協議会設置要領第3第2項により、4フェーズの視点（日常の療養支援・看取り・緊急時の対応・入退院支援）から、入退院支援にあたっての主な課題と対応策の提案を行うことにより、入退院支援の充実及び医療と介護の連携推進・強化を図ること。

また、多職種協働のスキルアップと在宅チームケア体制の構築を図り、病気や障がいを持つ高齢者等及びその家族の意向を十分に汲み取り、尊厳あるその人らしい生活を継続できる支援を行い、地域における生活をより効果的・効率的に支えていける体制を構築することを目的として、入退院支援作業部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 「北上市入退院支援のハンドブック」の周知活動及び見直し作業に関すること
- (2) 研修会等の開催による入退院支援における課題抽出と対応策の提案に関すること
- (3) 各種法律や制度改正に対応した入退院支援におけるルールづくりに関すること
- (4) 「医療と介護の情報提供書（在宅情報）」の運用状況の確認及び各種ツールの検討に関すること
- (5) 年度ごとに活動方針を定め、北上市在宅医療介護連携推進協議会に諮ること

(組織)

第3 部会は、次に掲げる関係機関・団体の専門職員等（以下「関係者」という。）をもって構成する。

- (1) 岩手県立中部病院（MSW・看護師）
- (2) 北上済生会病院（MSW・看護師）
- (3) 花北病院（PSW・看護師）
- (4) 北上駅前病院（支援相談員）
- (5) 北上地区ケアマネジャー連絡協議会
- (6) 北上市老人福祉施設連絡会
- (7) 地域包括支援センター（北上中央・わっこ）
- (8) ホームケアクリニックえん（MSW）
- (9) 北上市福祉部長寿介護課
- (10) 北上市在宅医療介護連携支援センター

(部会長)

- 第4 部会に部会長を置き、関係者の互選とする。
- 2 部会長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、北上市在宅医療介護連携支援センター（以下「在宅きたかみ」という。）の職員がその職務を代理する

(会議)

- 第5 部会は、在宅きたかみのセンター長が招集する。

(事務局)

- 第6 部会の事務局は、北上市福祉部長寿介護課（以下「北上市」という。）及び在宅きたかみで構成する。
- 2 部会の庶務は、在宅きたかみにおいて処理することとし、北上市はそれを補助する。

附 則

- この要領は、令和4年6月17日から施行する。
- この要領は、令和5年6月15日から施行する。
- この要領は、令和6年9月1日から施行する。